

# 環 境 活 動 レ ポ ー ト

令和 2 年 度 版

(活動期間：2020年10月～2021年9月)

令和 3年10月31日作成

リサイクルファクトリー株式会社

<http://www.r-fact.com/>

目 次

I. 組織の概要	1
II. 事業内容（対象範囲）	2
III. 環境方針	1 2
IV. 環境目標	1 3
V. 環境活動計画	1 4
VI. 環境目標の実績	1 5
VII. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度取組内容	1 5
VIII. 次期環境活動計画	1 7
IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無	1 8
X. 代表者による全体の評価と見直し	1 9
XI. その他	1 9

## I. 組織の概要

### 1. 組織名等

組織名：リサイクルファクトリー株式会社

代表者：代表取締役 本村 信人

千歳本社事業所所在地：北海道千歳市中央690-1

長沼事業所所在地：北海道夕張郡長沼町字幌内1720-6

北広島事業所所在地：北海道北広島市西の里901-1

恵庭事業所所在地：北海道恵庭市盤尻44

### 2. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：山崎 祐介

連絡先：電 話 0123-29-2030

FAX 0123-29-2031

e-mail yamazaki@r-fact.com

### 3. 法人設立年月日

平成17年12月27日

### 4. 資本金

1,250万円

### 5. 事業の規模

活 動 規 模		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取扱い 産業廃棄物	運搬量	t	8,856	7,565	6,851
	処理量	t	35,300	32,847	32,115
売 上 高		百万円	567	637	697
従 業 員 数		人	28	31	35
事 業 敷 地 面 積		m <sup>2</sup>	285,800	340,800	350,800
事 務 所 床 面 積		m <sup>2</sup>	471.96	501.96	501.96
作 業 場 床 面 積		m <sup>2</sup>	597.81	697.81	797.81

### 6. レポートの対象期間及び発行日

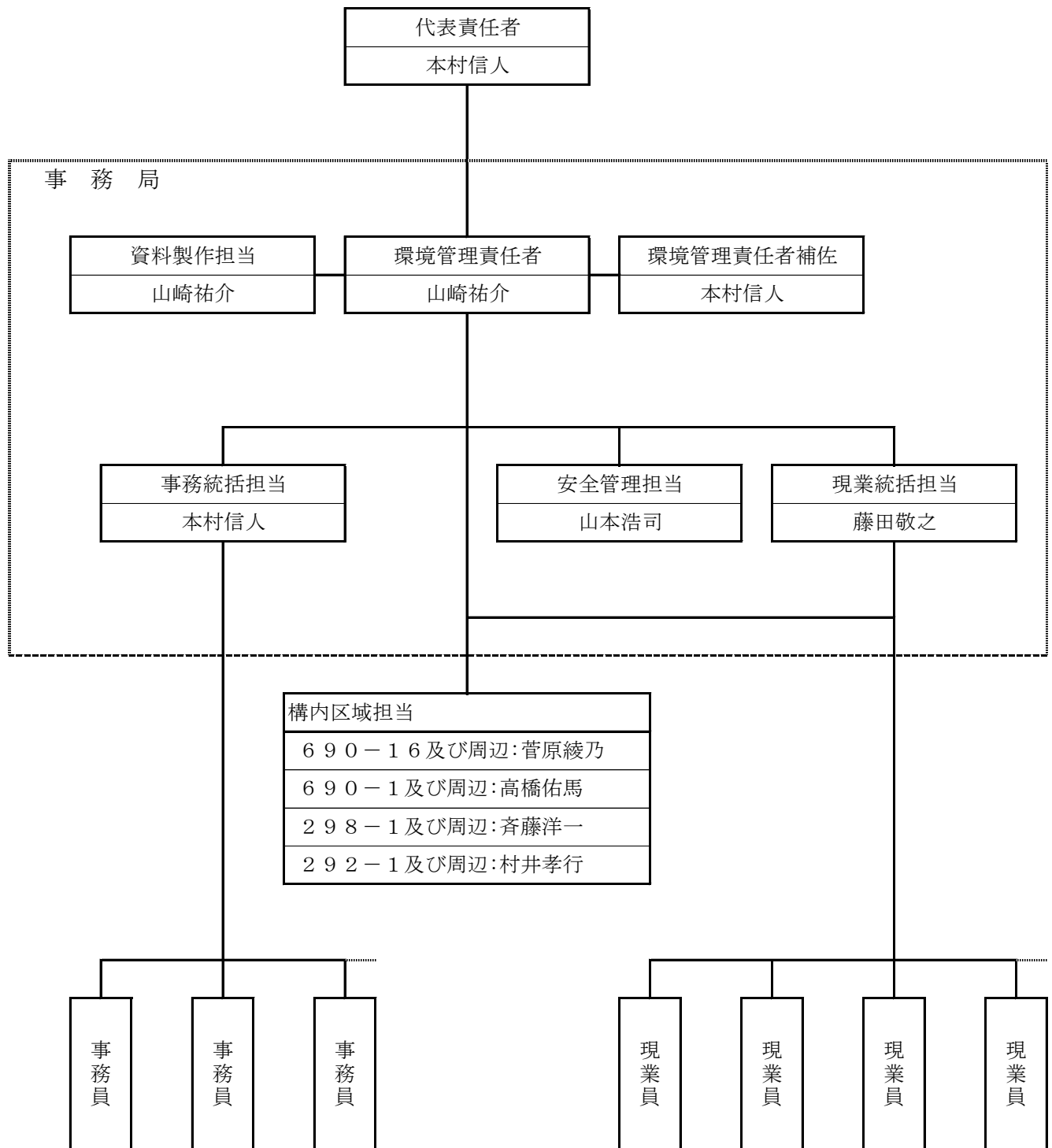
対象期間：令和 2年10月 1日～令和 3年 9月30日

発行日：令和 3年10月31日

## II. 事業内容（対象範囲）

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び中間処理・再生品販売

### 1. 組織体制



※ 令和 4 年 1 月 5 日 現在

## 2. 許可の内容（事業計画の概要、処理業の許可証内容）

- ・ 廃棄物を出来るだけ有効活用するという方針に則り、最も効率的な中間処理を行い、再資源化を図る。資源化されたものは、売却または自社利用し、再生不可能な残渣は外部の最終処分場や焼却施設に処分委託する。
- ・ 許可証の内容

### 産業廃棄物収集運搬業（北海道）

許可番号：第00100130643号

許可年月日：平成26年12月27日

許可の有効期限：令和 3年12月26日

許可対象産業廃棄物：燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む） 鉱さい がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）動物のふん尿 動物の死体 ばいじん

### 産業廃棄物処分業（北海道）

許可番号：第00120130643号

許可年月日：令和 2年 4月 1日

許可の有効期限：令和 3年12月26日

許可対象産業廃棄物：破碎（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、  
圧縮（廃プラスチック類、紙くず。）、  
破碎・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード。）、  
中和（廃酸、廃アルカリ。）、  
肥料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）、紙くず。）、  
飼料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）。）、  
選別（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、  
造粒固化（汚泥（無機汚泥に限る。））、  
破碎・溶融（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。））、  
ペレットの製造（破碎・溶融・造粒（廃プラスチック類。））、  
油水分離（廃油。）。

産業廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：第05120130643号

許可年月日：平成30年11月 6日

許可の有効期限：令和 5年11月 5日

許可対象産業廃棄物：木くず（抜根、伐木に限る）

一般廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：札幌一廃許可第18号

許可年月日：平成25年12月 5日

許可の有効期限：令和 5年12月 5日

許可対象一般廃棄物：木くず（風倒木等）

一般廃棄物処理業（千歳市／処分）

許可番号：千歳市許可第39号

許可年月日：令和 3年 2月22日

許可の有効期限：令和 5年 2月28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（千歳市／収集・運搬）

許可番号：千歳市許可第38号

許可年月日：令和 3年 2月22日

許可の有効期限：令和 5年 2月28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第202号

許可年月日：令和 4年 4月 1日

許可の有効期限：令和 6年 3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第519号

許可年月日：令和 4年 4月 1日

許可の有効期限：令和 6年 3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／処分業）

許可番号：第17号

許可年月日：令和 4年 1月19日

許可の有効期限：令和 6年 1月19日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／収集運搬業）

許可番号：第1号

許可年月日：令和 3年 7月 1日

許可の有効期限：令和 5年 6月30日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第17号指令

許可年月日：令和 3年 4月 1日

許可の有効期限：令和 5年 3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第16号指令

許可年月日：令和 3年 4月 1日

許可の有効期限：令和 5年 3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第249号

許可年月日：令和 3年 9月 7日

許可の有効期限：令和 5年 9月11日

許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

一般廃棄物収集運搬業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第248号

許可年月日：令和 3年 9月 7日

許可の有効期限：令和 5年 9月11日

許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

3. 施設及び処理の状況

・産業廃棄物収集運搬業

車両登録番号	車体形状	最大積載量	H27 排ガス 対応	低燃費 対応	車両寸法 (長さ×幅×高さ、単位mm)
札幌 100 は 3397	ダンプ	7,600 kg	×	×	8890 × 2490 × 3490
札幌 100 つ 1039	ダンプ	3,400 kg	×	×	5990 × 2410 × 2110
札幌 100 は 7814	ダンプ	8,700 kg	○	○	7770 × 2490 × 3270
札幌 100 は 8057	ダンプ	8,600 kg	○	○	7780 × 2490 × 3280
札幌 100 は 8396	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8397	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8945	ダンプ	7,000 kg	○	×	9100 × 2480 × 3500
札幌 100 て 2167	キャブオーバ	2,000 kg	○	○	6140 × 2180 × 2250
札幌 100 は 9607	キャブオーバ	11,700 kg	○	○	11960 × 2490 × 3460
札幌 100 ひ 138	ダンプ	9,700 kg	○	○	9150 × 2490 × 3080
札幌 130 さ 1732	キャブオーバ	7,300 kg	○	○	9820 × 2470 × 4090

項目	台数	割合 ※小数点以下 四捨五入
全車	11	100%
低排出ガス認定車 (平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車)	9	82%
燃費基準達成車 (平成27年燃費基準達成車)	8	73%

・処分業 処理施設

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
がれき類、金属くずの破碎施設	がれき類・金属くず	破碎	360 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 161.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 109.04 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 421.76 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 284.96 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 841.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 568.48 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	390.72 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	160 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	148 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 26.22 t/日
			紙くず 24.67 t/日
			木くず 154.24 t/日
			繊維くず 29.3 t/日
廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 72.7 t/日
			紙くず 54.74 t/日
			繊維くず 47.04 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	廃プラスチック類 3.26 t/日
			木くず 3.84 t/日
			繊維くず 3.64 t/日
			ゴムくず 4.8 t/日
			金属くず 10.75 t/日
			紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード） 3.16 t/日



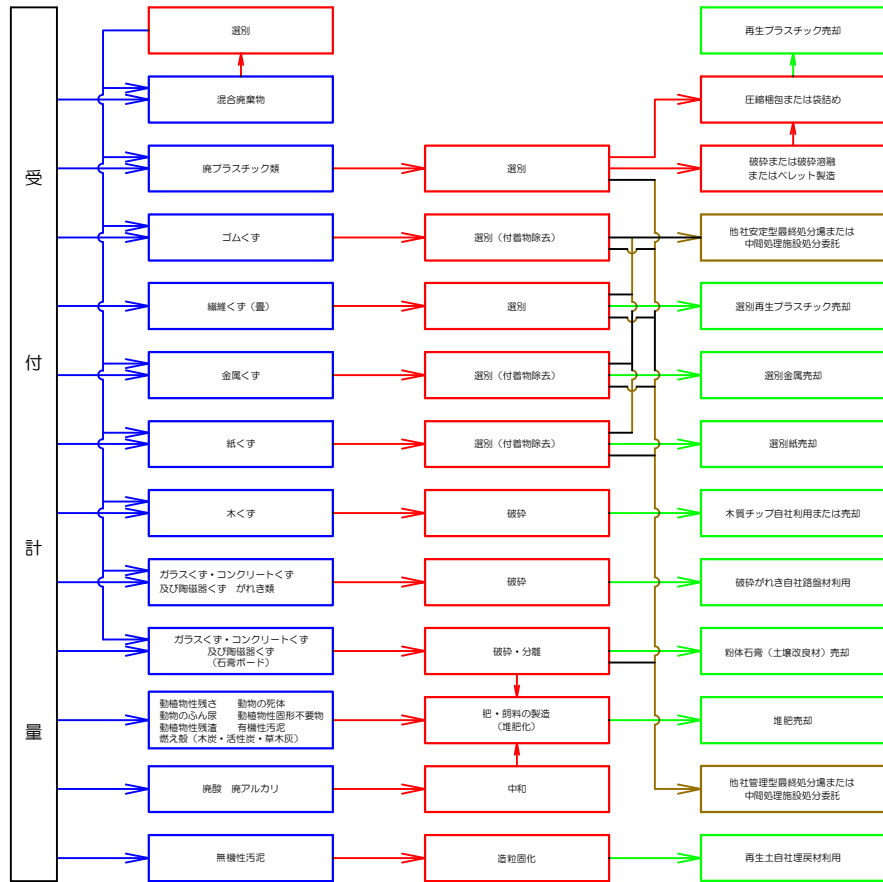
処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.73 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.32 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	2.84 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	4 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.52 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	0.312 t/日	
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	40 t/日	
廃プラスチック類、繊維くずの破砕施設	廃プラスチック類・繊維くず	破砕	廃プラスチック類	0.72 t/日
			繊維くず	7.2 t/日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	80 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	40 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	14.9 t/日	
廃プラスチック類、紙くずの圧縮施設	廃プラスチック類・紙くず	圧縮	廃プラスチック類	9.6 t/日
			紙くず	4.7 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	33 t/日	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	76.8 t/日	
廃酸、廃アルカリの中和施設	廃酸・廃アルカリ	中和	3.6 t/日	

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	40.8 m <sup>3</sup> /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	19.2 m <sup>3</sup> /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	35 m <sup>3</sup> /日
動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）の飼料製造施設	動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）	飼料製造	2.2 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別	100 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	192 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	320 m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・熔融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・熔融	1.2 t/日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・熔融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・熔融	0.4 t/日
廃プラスチック類のペレットの製造（破碎・熔融・造粒施設）	廃プラスチック類	破碎・熔融・造粒	0.312 t/日
油水分離（廃油）	廃油	油水分離	9.8 m <sup>3</sup> /日

施設の種類	設置場所	種類	保管上限 (㎡)	高さ (m)	面積 (㎡)
保管場所1	千歳市祝梅755番5	がれき類 金属くず	5183	6.5	1820
保管場所2	千歳市祝梅755番5	がれき類	500	3.5	348
保管場所3	千歳市中央298番1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	6506.6	7.5	2052.2
保管場所4	千歳市中央298番1	木くず	2375.4	6.0	990
保管場所5	千歳市中央298番1	木くず(天然木に限る)	3727.3	6.0	1531.0
保管場所6	千歳市中央298番1	汚泥(無機性汚泥に限る)	105.0	3.0	35.0
保管場所7	千歳市中央298番1	汚泥(無機性汚泥に限る)	105.0	3.0	35.0
保管場所8	千歳市中央298番1	汚泥(無機性汚泥に限る)	81.9	1.95	42.0
保管場所9	千歳市中央690番1	廃プラスチック類	22.7	(屋内保管)	45
保管場所10	千歳市中央690番1	廃プラスチック類	730.3	2.7	498.5
保管場所11	千歳市中央690番1	廃プラスチック類	151.0	3.0	148.0
保管場所12	千歳市中央690番1	廃プラスチック類	46.0	2.0	70.0
保管場所13	千歳市中央690番27 千歳市中央690番34 千歳市中央690番1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず(石膏ボード)	22.4	1.6	22.36
保管場所14	千歳市中央690番16	混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず)	7.42	1.1	20.25
保管場所15	千歳市中央690番16 千歳市中央690番17	混合廃棄物(廃プラスチック類・ 紙くず・木くず・繊維くず・ ゴムくず・金属くず・ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず・ がれき類)	108.9	1.9	136
保管場所16	千歳市中央690番17 千歳市中央690番19 千歳市中央690番37	廃プラスチック類	569.0	2.75	370.0
保管場所17	千歳市中央690番17	紙くず	83	2.49	100
保管場所18	千歳市中央2538番1	廃プラスチック類	47.5	0.87	163.85
保管場所19	千歳市中央2538番1	廃プラスチック類	101.4	1.9	160.2
保管場所20	千歳市中央2538番1	廃プラスチック類	130	2	195.04
保管場所21	千歳市中央298番1	廃酸	22.3	(容器保管)	21.8
保管場所22	夕張郡長沼町字幌内1720番6	木くず	766	5	440
保管場所23	千歳市中央298番1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず(石膏ボード)	588.9	(屋内保管)	177.43
保管場所24	千歳市中央298番1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず(石膏ボード)	64.45	(屋内保管)	38.36
保管場所25	千歳市中央298番1	汚泥(無機性汚泥に限る)	75	(容器保管)	37.5
保管場所26	千歳市中央690番1	廃プラスチック類	711	3.1	367.2
保管場所27	北広島市西の里901番1	木くず(天然木に限る)	1585	5.2	765
保管場所28	北広島市西の里901番1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	1396	5.075	598
保管場所29	北広島市西の里901番1	汚泥(無機性汚泥に限る)	94.2	1.7	55

・事業場の処理工程

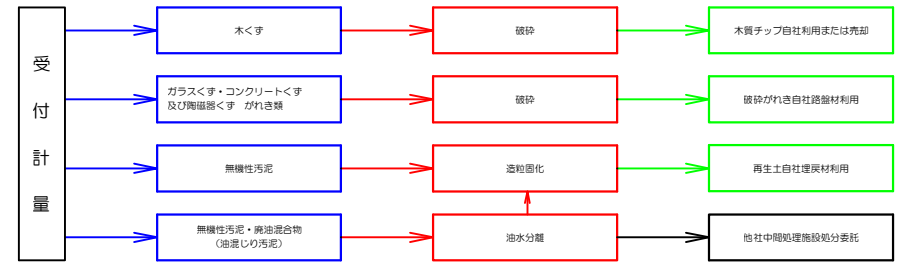
千歳事業所



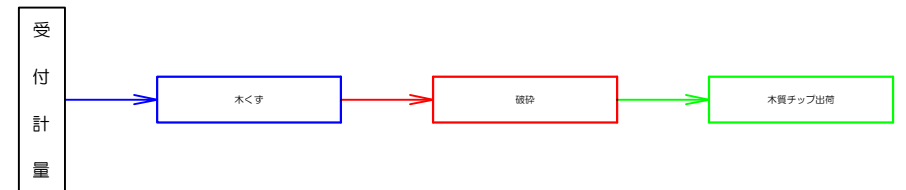
恵庭事業所



北広島事業所



長沼事業所



#### 4. 処理実績

##### ・収集運搬の実績

( 令和 2 年 10 月 ~ 令和 3 年 9 月 )

	2/10	2/11	2/12	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	合 計
混合廃棄物	20	37	50	14	28	34	14	21	19	27	14	17	295
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	3	8	2	2	0	3	3	4	2	0	0	2	29
廃プラスチック類	89	161	30	14	160	42	21	33	215	25	11	25	826
木くず	441	120	85	13	20	61	104	329	290	131	101	929	2,624
がれき類	87	119	66	61	24	83	39	101	41	92	19	16	748
紙くず	5	3	9	5	4	6	6	3	3	3	4	4	55
金属くず	7	10	9	6	6	3	4	2	4	4	15	7	77
動植物性残さ	33	42	25	23	29	34	30	29	35	52	82	15	429
有機性汚泥	100	89	119	131	152	180	156	140	140	132	126	156	1,621
石膏ボード	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	6	11	23
無機性汚泥	0	0	0	2	5	0	109	0	2	3	0	3	124
合 計	785	589	395	274	430	447	486	662	751	469	378	1,185	6,851

##### ・中間処理の実績

( 令和 2 年 10 月 ~ 令和 3 年 9 月 )

	2/10	2/11	2/12	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	合 計
混合廃棄物	189	131	144	45	71	111	75	55	66	66	55	63	1,071
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	43	24	19	28	20	28	24	35	21	29	27	17	315
廃プラスチック類	230	267	125	48	232	125	90	85	292	96	85	84	1,759
木くず	761	393	365	131	231	216	245	513	467	311	229	1,142	5,004
がれき類	970	1,200	601	282	221	664	764	864	872	1,275	769	2,178	10,660
紙くず	5	3	9	5	4	6	6	3	4	3	4	5	57
金属くず	17	12	12	6	6	5	4	3	5	4	16	17	107
動植物性残さ	168	166	158	123	140	156	161	138	148	203	210	148	1,919
有機性汚泥	165	154	186	173	209	246	208	173	246	148	147	191	2,246
石膏ボード	106	105	103	95	48	96	145	618	551	554	546	621	3,588
無機性汚泥	697	367	570	432	288	693	306	284	1,133	386	131	102	5,389
合 計	3,351	2,822	2,292	1,368	1,470	2,346	2,028	2,771	3,805	3,075	2,219	4,568	32,115

# リサイクルファクトリー株式会社

## 環境経営方針

当社は、私達を育んだ、水と森の地球に感謝し地球に優しい企業活動を行う事、大地が生んだ万物を大地に返す、完全リサイクル化を企業理念としています。

そのような自覚のもとに、産業廃棄物の適正処理、またそのリユースを含めたリサイクル率の向上を追求し、包括的な観点から合理的な環境配慮の努力を実践します。

次に要綱を示します。

- ・地球環境の健全化に資する企業であることを誓います。
- ・リサイクル率の向上・環境負荷低減の為に、様々な施策を考案し、実行に移します。
- ・コンプライアンスを最優先とし、廃掃法等の、事業に関連する法規に従います。
- ・社員の環境に対する意識の向上に努め、環境に関する取り組みの結果を社会に公表します。

要綱を具体化するための目標を掲げ、以下の事柄を重点的に取り組んでいきます。

- ・処分場周辺の美観向上及び緑化を推進します。
- ・省エネ型リサイクルの推進及び廃棄物の資源化方法の研究開発を行っていきます。
- ・エネルギー（電気・軽油・ガソリン）使用量の削減します。
- ・行政からの不利益処分ゼロを維持します。
- ・インターネットにより「環境活動レポート」を公表し、年に1回更新します。

令和4年1月5日  
リサイクルファクトリー株式会社  
代表取締役 本村 信人

#### IV. 環境目標

中長期の環境目標を次の通り定める。

項目	基準値	目標値			
	(令和2年度値)	(令和3年度値)	(令和4年度値)	(令和5年度値)	
削減目標	二酸化炭素排出量 (kg)	754,626.89	747,080.62	739,609.81	732,213.72
	電気使用量 (kWh)	248,970.00	246,480.30	244,015.50	241,575.34
	灯油 (ℓ)	15,512.60	15,357.47	15,203.90	15,051.86
	ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	21.60	21.60	21.60	21.60
	ガソリン (ℓ)	10,192.85	10,090.92	9,990.01	9,890.11
	軽油 (ℓ)	224,961.14	222,711.53	220,484.41	218,279.57
	水道使用量 (m <sup>3</sup> )	152.00	152.00	152.00	152.00
	一般廃棄物排出量 (kg)	330.00	330.00	330.00	330.00
	グリーン購入	4品目以上	4品目以上	4品目以上	4品目以上

- ・ 中長期目標は令和2年度の値を基準値とする。
- ・ 購入電力のCO<sub>2</sub>排出係数は北海道電力㈱2020年度実績値(0.549)を使用

V. 環境活動計画

期間： 令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月

項 目	主な使用又は排出の内容	取 組 人 員	活 動 計 画 ( 取 組 み )	目 標
軽油の節約	・処理施設・重機の稼働	・現業員	・必要以上のアイドリングをしない	基準期間 (令和元年度) 比で1%の削減
	・構内運搬車輛の使用	・代表責任者	・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動 停止装置が付いたものにする	
	・収集運搬車輛の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する	
電気の節約	・処理施設の稼働	・現業員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る	基準期間 (令和元年度) 比で1%の削減
	・処理施設・事務所・休憩室の 照明	・事務員・現業員	・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない	
	・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房	・事務員	・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない(28℃を目安)	
ガソリンの 節約	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける	基準期間 (令和元年度) 比で1%の削減
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持	基準期間 (令和元年度) 比で1%の削減
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない(20℃を目安)	
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (令和元年度) 値維持
水道水の節約	・飲用 ・トイレの洗浄	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (令和元年度) 値維持
二酸化炭素の 排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用 による	・代表責任者 ・事務員 ・現業員	・上記取組みを行う	基準期間(令和元年度)の 受入総産業廃棄 物単位当たり消費量 1%の削減
一般廃棄物の 排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。	基準期間 (令和元年度) 値維持
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する	
	・場内清掃時のゴミ			
受入産業 廃棄物の リサイクル率向上		・代表責任者	・新たなリサイクル方法を考案・提案する	90%以上
		・現業員	・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し その為の許可申請を行う	
		・事務員		
グリーン購入	・消耗品(紙フォルダー・コピー用紙・ ボールペン・ゴミ袋・封筒・ティッ シュペーパー・トイレトペーパー の購入	・事務員	・購入する際、環境に配慮された商品を優先的に選択する	7品目中4品目以上
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする	100本
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する	概ね1回/月



## VI. 環境目標の実績

令和2年10月から令和3年9月までの目標値と取組結果を以下に示す。

項 目	基 準	目 標		令 和 2 年 度 実 績		
	令和元年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	令和元年度値からの増減率
電気使用量 (kWh)	230,114.00	1%	227,812.86	248,970.00	21,157.14	8.19
灯油 (ℓ)	15,032.30	1%	14,881.98	15,512.60	630.62	3.20
ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	31.70	0%	31.70	21.60	-10.10	-31.86
ガソリン (ℓ)	8,531.50	0%	8,531.50	10,192.85	1,661.35	19.47
軽油 (ℓ)	246,126.84	1%	243,665.57	224,961.14	-18,704.43	-8.60
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	158.00	0%	158.00	152.00	-6.00	-3.80
一般廃棄物排出量 (kg)	210.00	0%	210.00	330.00	120.00	57.14
グリーン購入	4品目		4品目以上	4品目		

## VII. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度取組内容

### 1. 温室効果ガスの削減

#### ①令和2年度の種別別使用量の分析

- ・電力は令和元年度値から1%の削減という目標に対し、令和元年度値から8.19%が増加し、目標達成できなかった。影響した要因を考えてみては、市場が一部重なる公営の処理場が4月に石膏ボードの受入れを停止した。そのために石膏ボードの受入れが前年度から大幅に増加(1,160t→3,588t)し、電力を多く使う石膏ボードプラントがフル稼働状態になったということが挙げられる。
- ・灯油は令和元年度値から1%の削減という目標に対し、令和元年度値から3.2%増加、目標を達成しなかった。要因として考えられることとして、今年4月より新規で外国人の労働者2名を敷地内の住居に住み込みで受入れており、暖房のための灯油がいつもより多く必要になったことが挙げられる。
- ・ガスは令和元年度値から31.8%減少し、目標を達成した。
- ・ガソリンの使用は令和元年度値から19.47%増加し、目標を達成しなかった。2割程度も増加した原因として、営業部員の増員を機に新たに営業用車(ハイブリッド車)を導入、それが大きく影響したと考えられる。
- ・軽油は令和元年度値から8.6%削減させ、目標を達成した。

## ②温室効果ガスの総排出量の評価

	基準	目標		令和2年度実績		
	令和元年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	令和元年度値からの増減率
二酸化炭素排出量 (kg)	859,401.47	1%	850,807.46	754,626.89	-96,180.57	-12.19
売上高(万円)	63,735.00			69,698.00		9.36
単位当たり排出量	13.48	1%	13.35	10.83	-2.52	-19.70
廃棄物の受入量(t)	32,847.00			32,115.00		-2.23
単位当たり排出量	26.16	1%	25.90	23.50	-2.40	-10.19
従業員数	31			35		12.90
単位当たり排出量	27,722.63	1%	27,445.40	21,560.77	-5,884.63	-22.23

※購入電力のCO<sub>2</sub>排出係数は北海道電力(株)2020年度実績値(0.549)を使用

- 温室効果ガスの総排出量は基準値に対して12.19%を減少させ、目標を達成した。売上高当り・廃棄物受入量当り・従業員数当りの指標でも減少している。使用資源別では目標を達成しなかったものも多かったが、温室効果ガスの総排出量の8割近くを占める軽油の使用量を減らしたのが大きな効果をもたらした。

### 2. 水道水の削減

- 水道水は令和元年度値から3.8%削減させ、目標達成となった。

### 3. 一般廃棄物最終処分量の削減

- 一般廃棄物の最終処分量は令和元年度値から57.14%の大幅増加となり目標未達となった。大幅な増加率の原因として考えられるのは、普段から排出量の絶対量がさほど多くないなかで、今年5月～6月くらいに、倉庫に数年来たまっていた大量の書類等を処分したということがあった。これが増加率に大きく影響したのではないかと考えられる。

### 4. 受入産業廃棄物のリサイクル率向上

- 令和元年度のリサイクル率は94.7%であったが、今年1月のバーゼル法改正でプラスチック原料の輸出が事実上大幅に制限され、最終処分にまわさざるを得ないものが増えることが予想されることを考慮し、今年度の目標を90%とした。今年度は92.2%であり、目標を達成した。
- 引き続き富山高等専門学校のご協力のもと、石膏ボードの状態を自動判別するセンサー、異物を自動で除去または分離する技術を共同研究開発中である。

### 5. グリーン購入・美観の向上

- 事務用品のグリーン購入については対象品目中、環境配慮に該当の購入商品4品目、7品目中の4品目以上という目標を達成した。
- 美観については、引き続き植樹100本を行い、敷地内外の清掃も目標通り履行した。

VIII. 次期環境活動計画

期間： 令和 2 年 10 月 ～ 令和 3 年 9 月

項 目	主な使用又は排出の内容	取 組 人 員	活 動 計 画 ( 取 組 み )
軽油の節約	・処理施設・重機の稼働 ・構内運搬車輛の使用 ・収集運搬車輛の使用	・現業員	・必要以上のアイドリングをしない
		・代表責任者	・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動停止装置が付いたものにする
	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する
電気の節約	・処理施設の稼働	・現業員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る
	・処理施設・事務所・休憩室の照明	・事務員・現業員	・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない
	・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房	・事務員	・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない（28℃を目安）
ガソリンの節約	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない（20℃を目安）
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない
水道水の節約	・飲用 ・トイレの洗浄	・事務員	・必要時以外は使用しない
二酸化炭素の排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用 による	・代表責任者 ・事務員 ・現業員	・上記取組みを行う
一般廃棄物の排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する
	・場内清掃時のゴミ		
受入産業廃棄物のリサイクル率向上		・代表責任者	・新たなリサイクル方法を考案・提案する
		・現業員	・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し
		・事務員	その為の許可申請を行う
グリーン購入	・主要消耗品（紙フォルダー・コピー用紙・ボールペン・ゴミ袋・封筒・ティッシュペーパー・トイレトペーパー）の購入	・事務員	・購入する際、環境に配慮された商品を優先的に選択する
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する

IX. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

	法 津	概 要	確認状況
廃 棄 物 処 理 関 連 法 規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物管理票に関する基準 (記載・管理・保管等)	遵守確認
	〃	産廃排出事業者との契約書締結 (契約委託基準)	遵守確認
	〃	産廃物の適正処理 (廃棄物扱いの変更等)	遵守確認
	〃	産廃保管施設保管基準	遵守確認
	〃	施設の変更等の際の届出書又は 許可申請書提出	都度 届出ている
	〃	事業範囲の変更の際の許可申請	申請事項なし
	〃	産業廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	現在申請中
	〃	一般廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	都度 更新している
	〃	産業廃棄物処理実績報告	報告済
	〃	有害物質含有の可能性のある 産業廃棄物の受託契約の際の 成分分析表受領・確認	遵守確認
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	再生利用事業登録更新申請書提出	期限時 更新している
	騒音規制法（自主準用）	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし
	振動規制法（自主準用）	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)	維持管理記録 (施設の異常等の点検)	遵守確認
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)	維持管理記録 (産廃処理施設受入量記録)	遵守確認
協 定 ・ 同 意	近隣住民・地元組織（中央連合会）との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済
	隣接地権者（東千歳駐屯地等）との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済
	各種施設・車輛・土地の貸与の同意	他社（北海道ケミカル㈱等） との施設等貸与の同意	同意済
そ の 他	計量法	計量機（トラックスケール） の定期検査	検査済
	水質汚濁防止法	油を含む水の地下浸透・流出の事故が 起きた際の知事への届出	事故なし
	道路交通法	積載物の重量・積載方法等の規定	遵守確認
	道路運送車輛法	車輛の大きさ・重量の制限等	遵守確認
	千歳市火災予防条例	チップ（木くず）の保管	遵守確認

・令和3年9月までにおいて、当社では環境関連についての法規違反及び訴訟の事実はありません。

## X. 代表者による全体の評価と見直し

評価見直し項目	変更の要否	内 容
環境方針	否	・現状に有効な環境方針であると考えている
環境関連法規の対応	否	・すべての項目について順守していることを確認。
環境目標	否	・特に変更を要することはない。
環境活動計画	否	・特に変更しない。
実施体制	否	・現状の体制を維持する。

## XI. その他

### 1. 事業場の見学等について

弊社は優良業者の認定を受けているため、北海道の条例で排出事業者の義務になっている「委託先の処分の実施状況等の確認」が免除されます。昨今、移動や対人の接近をできるだけ抑え、感染症のリスクを少なくすることが求められているなかで、それに応じようとされる排出事業者様におかれましては、多少なりとも利点ではないかと思えます。

また従来通り、直接の現地確認や見学・研修等も常時承っております。ご希望される方におかれましては、お申し込み用の用紙がありますので、FAX等で詳細をご連絡頂きます。まずは電話でご連絡をお願い致します。

### 2. 環境保全への取組み

- ・エコアクション21認証新規登録（認証・登録番号：0008249）

※平成24年4月26日以降更新継続

- ・北広島事業所では3年前の開業時より柱石や庭石、オブジェ等で庭園づくりを行い、また植樹などを行って周囲の自然との調和を図ってきました。それをさらに推し進め、「季節と人生」をテーマにした庭園づくりを行い、日本一美しい廃棄物処分場を目指します。

### 3. 処理料金について

処理料金は廃棄物の重量（種類によっては体積・個数等）を計って、これに種類ごとに設定された単価を乗じて算出します。種類ごとの単価については、弊社のウェブサイトに掲載されている他、電話・FAXでの対応も致しておりますので、ご相談ください。

### 4. 感染症対策について

依然世界的な脅威であり続けている新型コロナウイルスですが、引き続き事務所の従業員用出入口にアルコール消毒液及び非接触型体温計を設置、お客様用出入口にも足踏み式のアルコール消毒液を設置し、受付カウンターにアクリル製の防護板を設け、双方の飛沫遮断を図っております。

また従業員にマスク着用を義務付け、お客様におかれましてもマスクを着用されない状態での入場をお断りさせて頂いております。

弊社ウェブサイト <http://www.r-fact.com/>

電話番号 0123-29-2030

FAX番号 0123-29-2031